

(一社)岐阜県経営者協会
会長 小川信也 殿

死亡労働災害撲滅へ向けた緊急要請

岐阜県内の労働災害による死者数は、長期的には減少傾向にあり、一昨年は、過去最少となりましたが、本年は、5月31日現在で死者数が既に一昨年の年間死者数と同数の10人となり、前年同期の5人と比較しても2倍と大幅に増加し、この状況が続けば、年間死者数が20人を超える、10年前の水準に逆戻りすることが危惧され、大変憂慮すべき状況にあります。

本年の死亡災害の発生状況を業種別で見ると製造業で6人となり、昨年の2人と比較して大幅に増加しています。事故の型別では、「墜落、転落」と「はざまれ、巻き込まれ」によりそれぞれ3人、被災者の年齢別では、60歳以上の方が5人と半数を占め、被災者の経験期間では、「1年未満」と「10年以上」の方がそれぞれ3人となっています。

労働災害は、本来あってはならないものであり、特に死亡災害の防止には、不斷の取組が求められます。

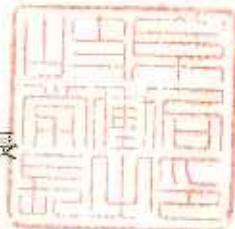
このような状況から県内の事業場における死亡災害を撲滅するため、貴団体傘下の会員事業場等に対して、労使一体となり、以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう要請いたします。

(取組事項)

- 1 経営トップが職場パトロールを実施すること。
- 2 「墜落、転落」、「はざまれ、巻き込まれ」防止措置など基本的な安全対策を確実に実施すること。
- 3 機械設備の修理、点検等非定常作業を含めた安全作業マニュアルを確認し、マニュアルに沿った作業の実施を徹底すること。
- 4 労働者が安全に通行できる通路を設定し、整理・整頓・清掃を通じ、その維持を図ること。
- 5 履入れ時、作業転換時の労働者に対する安全教育を確実に実施すること。

令和3年6月3日

岐阜労働局長



令和3年の岐阜県内における死亡労働災害の発生状況 (令和3年5月末日現在)

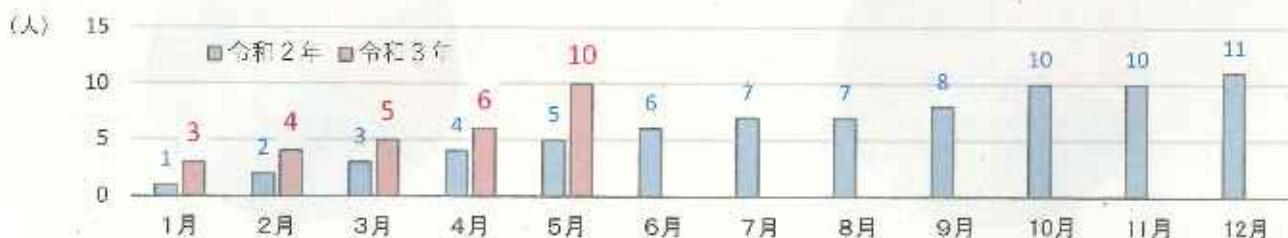
岐阜労働局 労働基準部
健康安全課

1 死亡労働災害の推移 (平成21年～令和3年5月 業種別)



2 月ごとの累計 (令和2年と令和3年1～5月)

① 全産業

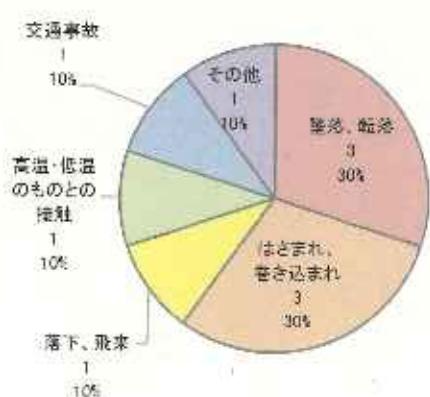


② 製造業



3 事故の型別 (令和3年1～5月)

① 全産業



② 製造業



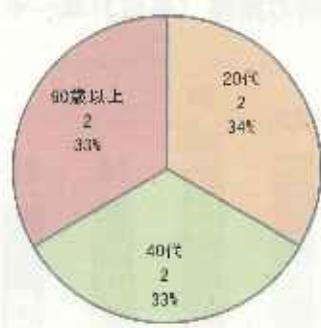
※ このグラフは、県内の労働基準監督署へ報告があった死亡労働災害を集計、分析したもので。

4 被災労働者の年齢別（令和3年1～5月）

① 全産業



② 製造業



5 被災労働者の経験期間別（令和3年1～5月）

① 全産業



② 製造業



※ このグラフは、県内の労働基準監督署へ報告があった死亡労働災害を集計、分析したものです。

平成3年における死亡災害発生状況(速報)

事故の型： 墜落、転落 3人 飛来、落下 1人 はさまれ、巻き込まれ 3人

高温・低温の物との接触 1人 交通事故(道路) 1人 その他1人

番号	災害発生月	業種	性別	職種	年齢層	災害発生の概要 (概要の内容は、同種災害防止の見地等から漏洩を加えてあります。)	事故の型	起因物
1	1月	その他の業・土木	男性	重機タオルペレ	70代	アルミ製の道板を使用して小型のドラグショベルをトラックの荷台へと移送していたところ、左クーラー側の道板が荷台から外れ、ドラグショベルが横転した。横転したはずみで被災者は車外へと放り出され、運転席(キャノピー型)の支柱の下敷きとなった。	墜落、転落	機械用機械
2	1月	農業業	男性	ボイラー運転員	60代	ボイラーに付属する給水タンクの水素を確認するためにはしごを登っていたところ、足を滑らせてタンクの手前にあつた融雪用の湯が流れる水路(深さ90cm)に墜落した。墜落時の衝撃によって複数箇所を骨折したほか、全身に重度の熱傷を負った。	高温・低温の接觸	建築物、構築物
3	1月	瓦製動品・造葉・同付	男性	主掛け作業者	20代	天井クレーンを用いて金型を2段積みする作業中、企型に背を向け回んでいた被災者に上段の金型が落下した。落下した金型にはワイヤロープを取り付ける専所が計4箇所設けられていたが、災害発生直前にはそのうち2箇所(被災者から見て手前側)からワイヤロープが取り外された状態であった。	飛来、落下	クレーン
4	2月	海上貨物取扱	男性	運転手	50代	国道上をトレーラーで走行中、本線と側道との間に設けられた分離帯に衝突し、その後に外傷性大動脈解離により死亡した。	交通事故(道)	トラック
5	3月	パン・菓子・菓子製	男性	食料品製造業	40代	包装機の原料投入用パケットに原料を入れ、パケットの上昇ボタンを押し、その後、パケットが上昇している途中にパケットの蓋を開け、パケットの中を吸い込んだところ、上昇途中にある袋とパケットの間に首から胸を挟まれた。	はさまれ、巻き込まれ	食品加工用機
6	4月	社会福祉施設	男性	運転手	10代	被災者が送迎していたデイサービスの利用者の中から新型コロナウイルス陽性者がいたため、濃厚接触者とされた被災者もPCR検査を受けたところ、陽性と判定された。よって、入院して治療していたが、その後死亡したもの。	その他	その他の起因
7	4月	その他の林業	男性	作業者・技術者	70代	被災者と事業主は事故発生場所における立木の枝払い作業に従事していた。各々50mほど離れた場所にてヒノキの枝打ちを行っていたが、休憩時間の10時に被災者が休息小屋に来なかっただため、事業主が被災者の枝打ち作業していた立木の場所に行くと、立木から転落した被災者が倒れていたもの。	墜落、転落	洗木等
8	5月	非鉄金属製	男性	作業者・技術者	40代	被災者がスレート板で葺かれた工場の屋根を補修しようとしたところ、スレートを踏み抜いて4メートル墜落した。	墜落、転落	屋根
9	5月	金属製品製	男性	作業者・技術者	70代	研磨機を使って鉄パイプ溶接部分の研磨を行っていたところ、身に着けていた作業用エプロンが研磨機に巻き込まれたもの。	巻はさまれ、巻き込まれ	金属加工用機械
10	5月	金属製品製	男性	作業者・技術者	20代	曲がったアルミ建材を「ストレッチャー」という機械で真っすぐにする作業中、同ストレッチャーに挟まれた。	巻はさまれ、巻き込まれ	金属加工用機械

令和3年度 全国安全週間

本週間 7月1日～7日(準備期間 6/1～30)

岐阜労働局長メッセージ

～令和3年度 全国安全週間を迎えるにあたって～

本年度も「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的として、94回目となる「全国安全週間」が7月1日から7月7日まで実施されます。

令和2年の全国の死亡災害は、802人で3年連続で過去最少となった一方で、休業4日以上の死傷災害については、131、156人(前年比4.4%増)と平成14年以降で最多となりました。

岐阜県内については、死亡災害は、11人で前年より1人増加となり、死傷災害についても2,150人で前年比79人(前年比3.8%増)増加しました。さらに、本年については、4月末までの間に、墜落・転落災害、交通労働災害などで既に6件の死亡災害が発生している状況であり、死傷災害についても対前年比254人増となってています。よって、第13次労働災害防止計画(2018年度から2022年度)で定めた死亡災害の平成29年比15%減少、死傷災害の同5%減少等の目標達成に向けた一層の取組が必要となっています。

また、近年、労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、特に社会福祉施設における「転倒」、「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、昨年は、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害が多く発生しています。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を徹底していく必要があります。以上から、すべての働く人が安心して安全に働く職場の実現を目指し、令和3年度全国安全週間は、

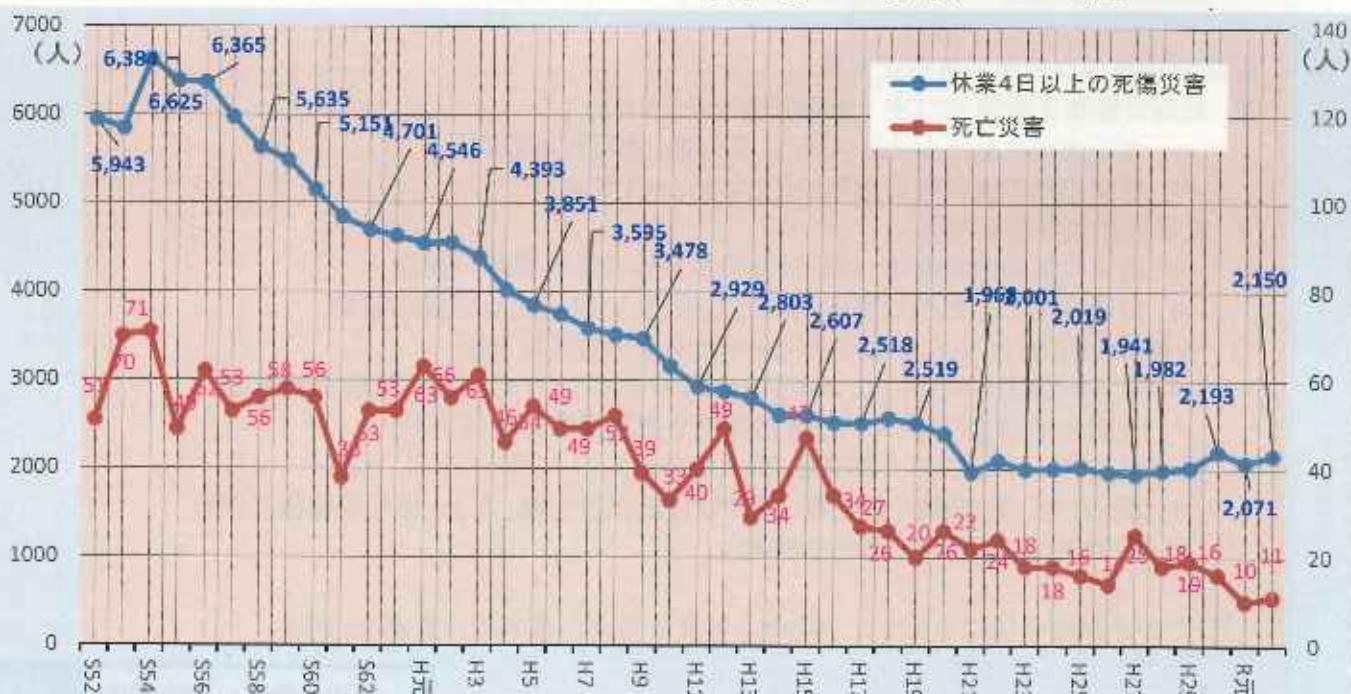
持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

をスローガンとして展開します。

各事業場におかれましては、全国安全週間を契機として、労働災害防止の重要性について、経営トップの認識をさらに深めていただくのと同時に、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を徹底し、安全活動を着実に推進していただきますようお願いします。

令和3年5月

岐阜労働局長 畑 俊一



令和3年度 全国安全週間

7月1日(木)から7日(水) (準備期間:6月1日から30日)

7月1日～7日

全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 - ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- ※新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、各自治体の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従うこと。

6月1日～30日

継続的に実施する事項（抜粋）

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

エ リスクアセスメントの普及促進

オ その他の取組

⇒ 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

⇒ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

②業種（以下の5業種）の特性に応じた労働災害防止対策

・建設業・製造業・林業・陸上貨物運送事業・第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店等）

③業種横断的な労働災害防止対策

ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

⇒ 作業通路における段差や凹凸、突起物、縫ぎ目等の解消

⇒ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施

イ 交通労働災害防止対策

⇒ 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

⇒ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

ウ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

⇒ 高年齢労働者に対して、エイジフレンドリーガイドラインに基づく措置の実施

⇒ 外国人労働者に対して、母国語教材や視聴覚教材の活用等

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

⇒ WBGT値（暑さ指数）の把握、適正な作業環境管理、水分・塩分の積極的摂取

⇒ 熱中症予防に関する教育の実施

（※）その他詳細事項については、「令和3年度全国安全週間実施要綱」を参照